

# 公益事業学会規約

## 1. 総 則

第1条 本会は公益事業学会 Society of Public Utility Economics と称し、公益事業の研究に篤志なる者協同して、それに関する知識を研鑽、普及し、公益事業の健全なる進歩発達を図り、以って公共の福祉増進に貢献しようとするものである。

第2条 本会は事務所を東京都中央区日本橋人形町2丁目14番10号 (株)情報通信総合研究所内に置く。

2 本会に部会を設置することができる。ただし、部会の設置は総会の承認を必要とし、部会の事務執行に必要な事項は、理事会の承認を得るものとする。

第3条 本会に職員を置き、事務に従事せしめる。会長は職員を任免する。

第4条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

第5条 本会は理事会の決議により委員会を設けることができる。会長は委員を委嘱する。委員は特定の事項につき調査審議し、それを終了した時に退任する。編集委員会、企画委員会、プログラム委員会はこれを常置する。編集委員は本会機関誌その他刊行物の編集につき審議し、プログラム委員は大会のプログラムを審議し、企画委員は本学会が企画するその他の行事について審議する。編集委員、企画委員、プログラム委員の委嘱期間は2年とする。

## 2. 用語の意味

第6条 本規約における用語中公益事業とは次の如き意味を有する。公益事業とは、われわれの生活に日常不可欠の役割を提供する一連の事業のことであって、それには、電気、ガス、水道、鉄道、軌道、自動車道、バス、定期船、定期航空、郵便、電信、電話、放送等の諸事業が包括される。

## 3. 事 業

第7条 本会はその目的を達成するために、公益事業に関する調査研究を行なうとともに、研究会、講演会、見学会等の開催、雑誌及び図書の発行、研究の助成、その他必要な事業を行なう。

第8条 本会は機関誌「公益事業研究」を年3回（7月、11月、翌年3月）発行し、会員に配布し、また一般に販売する。会員への機関誌配布は正会員に対しては1部を、特別会員に対しては会費負担額1口につき1部を発行毎に配布するものとする。

第9条 本会は毎年1回大会を開く。但し理事会の決議により休会することができる。

## 4. 会 員

第10条 本会の会員は顧問、正会員および特別会員とする。正会員は公益事業の研究に篤志なる個人の会員であり、特別会員は本会の事業を援助する個人または法人の会員である。本会の会長として、あるいはその他の役員として特別の功労があった者を理事会において顧問として推薦することができる。

第11条 会員の入会は、理事会の審査を経て会長がそれを承認しなければならない。

第12条 正会員は会費年額8千円を本会に納入するものとする。特別会員は会費として年額2万円を1口とし、1口以上の金額を本会に納入するものとする。顧問に対しては会費を免除する。

第13条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記入し、本会に提出しなければならない。

第14条 正会員の会費は入会の月から半年分あるいは1年分を前納するものとする。

第15条 会員が退会しようとする場合は会長に届け出なければならない。

第16条 会員中本会の趣旨に反する行為ある者は、理事会の決議を以って退会を勧告する。

第17条 退会を勧告された者、及び退会者に対しては既納の金額を返還しない。

## 5. 役 員

第18条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名以内、事務局長1名、理事50名以内（会長、副会長、事務局長を含む）、監事3名以内、評議員50名以内。

会長は本会を代表し、会務を総理する。会長は総会、役員会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は代理する。事務局長は会長の定める会務を掌理する。理事は会務につき審議する。監事は会務を監査する。評議員は会務の重要なものについて協議する。

第19条 本会の役員は総会において会員中から選挙するものとする。会長、副会長は理事会において理事の中から選挙する。事務局長は、会長が理事の中から指名する。

第20条 会長、副会長、事務局長、監事の任期は1期2年とし、2期までとする。

2 理事、評議員の任期は1期2年とし、毎年その半数を改選するものとする。

3 役員任期は改選の行われた年の全国大会終了後から、次期改選の行われた年の全国大会終了時までとする。

4 理事、評議員が任期中に満70歳を迎えた場合、その時点から起算して最初に迎える全国大会終了時をもって退任とする。特別会員代表の理事はこの限りではない。

## 6. 総 会

第21条 本会を運営するための最高意志は総会において決定される。総会は年1回定時に開く。また評議員会の決議により必要と認めた場合は臨時に開くこととする。総会は会員10分の1以上の出席がなければ決議することはできない。総会の議事は出席会員の表決権の過半数によって決するものとする。但し本規約の変更は出席会員の4分の3以上の同意を得ることを必要とする。

第22条 表決権は会員1名に付き1票とする。会員はその表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

第23条 定時総会は毎事業年度終了後3カ月以内に開くこととする。総会の開催は書面の郵送、電子メールの送信、Webページへの掲載、その他の方法により、その内容を通知する。

## 7. 役 員 会

第24条 理事会は理事を以って構成し、会務につき審議する。理事会は原則として毎年2回開く。但し必要ある場合は臨時に開くことができる。評議員会は理事、評議員を以って構成し、会務中特定の重要事項につき審議する。評議員会は必要ある場合に臨時に開くものとする。顧問および監事は理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。

## 8. 資産及び会計

第25条 本会に基本財産を置く。基本財産は特定の寄付金及び本会の収入金中理事会でそれへの編入を決議したものから成る。基本財産は会長が管理する。

第26条 本会の経費は会費、事業収入、基本財産から生ずる収入、寄付金、その他で支弁するものとする。

第27条 本会の予算及び決算は総会の承認を得なければならない。